

意見書案第14号

軽油引取税の課税免除措置の継続について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成26年9月12日提出

提出者議員	野	尻	清
賛成者議員	石	黒	武美
〃	篠	原	藤雄
〃	豊	岡	義博
〃	宮	下	透
〃	天	崎	弘
〃	斉	須	正友
〃	上	田	久司

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法改正により、道路特定財源としての目的税から普通税へ変更されたことで、平成24年3月末をもって課税免除措置が廃止される予定となっていたが、各界からの強い要請により、3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用期限を迎えることとなる。

この課税免除措置は、北海道の基幹産業である農林水産業における作業用機械や漁船、採石場内の重機、公共交通を支える鉄道や船舶、さらには、北海道の冬季観光産業にとって重要なスキー場のゲレンデ整備車等にも活用されるなど、道内の幅広い産業の経営安定、収益向上に貢献してきたところである。

燃油価格が高どまりする中、厳しい経営環境に置かれている地方の事業者にとって、課税免除措置が廃止されることは、さらに大きな負担増を強いられることになるなど、地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念され、特に、農業者にあつては、農業改革に対応するための農地の集積等で、より大型の農業機械の導入が必要とされており、北海道の農業経営へ与える影響は深刻である。

よって、国においては、軽油引取税の課税免除措置を受けている農林水産業者、鉱物採掘業者、索道事業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣